

第3編 組織・処務(大月都留広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則)

○大月都留広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(令和5年2月16日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合情報公開保護条例(令和5年条例第6号。)及び大月都留広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第5号)の規定に基づき、大月都留広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、大月都留広域事務組合事務局庶務担当において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。